

南三陸町公告

南三陸町制限付き一般競争入札公告

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び南三陸町財務規則（平成17年南三陸町規則第32号）第91条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年6月5日

南三陸町長 佐藤 仁

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 平成25年度南三陸町情報化推進指針策定支援業務
- (2) 業務場所 南三陸町役場ほか
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から平成26年2月28日まで
- (4) 業務概要 情報化推進指針及び概要版の策定、指針策定に係る総合支援
- (5) 支払方法 完了払い

2 入札参加資格

- (1) 宮城県内に本社、支店、営業所等（支店、営業所等の場合は、本社からの委任を受け、南三陸町入札参加者として登録のあること。）のいずれかを有し、南三陸町財務規則の規定に基づく競争入札参加承認を受けていること。
- (2) 平成20年度以降に、国、地方公共団体又はこれらに準ずる機関（公団、公社、事業団等）が発注した同種業務又は情報コンサルティング業務、IT支援業務の実績を2件以上有していること。
- (3) 業務従事予定者のうち1名以上の者は、情報セキュリティスペシャリスト（経済産業省）及びネットワークスペシャリスト（経済産業省）の資格を有していること。
- (4) 業務従事予定者のうち1名以上の者は、以下のいずれかの資格を有していること。
 - ① プロジェクトマネージャー（経済産業省）
 - ② ITコーディネーター（ITコーディネーター協会）
 - ③ プライバシーコンサルタント（日本プライバシーコンサルタント協会）
- (5) 業務従事予定者のうち1名以上の者は、ICT-BCPに係るコンサルティング業務又は教育、研修に係る業務実績を有していること。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しないものであること。

- (7) 南三陸町入札参加業者指名停止要領（平成17年南三陸町訓令第37号）に基づく指名停止を受けている期間でないこと。

3 入札手続等

(1) 入札参加申請書類の交付等

ア 交付期間

平成25年6月5日（水）から平成25年6月13日（木）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 交付場所

南三陸町企画課

(2) 仕様書等の閲覧

ア 期間

平成25年6月5日（水）から平成25年6月27日（木）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）

イ 場所

南三陸町企画課

ウ 質問

仕様書等に質問がある場合は、備え付けの質問書に記入し、平成25年6月21日（金）までに南三陸町企画課まで提出すること。

エ 回答

平成25年6月25日（火）午前9時から午後5時までの間。南三陸町企画課において閲覧による。

オ 仕様書等の交付

貸出による。ただし、貸出時間は2時間以内とする。

(3) 入札執行の日時及び場所

ア 日時

平成25年6月28日（金）午後1時30分から

イ 場所

南三陸町役場大会議室

4 入札参加資格の承認申請

(1) 申請書類

入札に参加する者は、次に掲げる書類を正副2部（⑥除く。）提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。

- ① 制限付き一般競争入札参加確認申請書（様式第1号）
- ② 業務実績調書（様式第2号）

- ③ 業務従事予定者に関する調書（様式第3号）
 - ④ 入札参加資格要件に基づく宮城県内の業務拠点（様式第4号）
 - ⑤ 入札参加申請者の所在地及び名称を記載した返信用封筒（1通）
- (2) 受付期間及び場所
- ア 期間
平成25年6月5日（水）から平成25年6月13日（木）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）
 - イ 場所
南三陸町企画課
- (3) 入札参加有資格者については、申込みのあった者に参加資格の有無について通知する。
- (4) 入札参加有資格者と認められなかった者は、その理由について南三陸町企画課へ書面で問い合わせることができる。

5 入札方法等

- (1) 代理人をもって入札する場合は、必ず委任状を提出すること。
- (2) 電報及びファクシミリその他の電気通信による入札は認めない。
- (3) 入札金額の記載に当たっては、入札書に記載した金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の8第3項の規定による再度の入札は、2回に限りこれを行うものとする。

6 入札保証金

免除とする。

7 入札の無効等

- (1) 正当な理由なく所定の時刻までに入札会場に入れなかった者は、失格とする。
- (2) この公告に示した入札に参加するものに必要な資格のない者又は虚偽の申請を行った者のした入札並びに南三陸町財務規則の規定に違反した者の入札は、無効とする。
- (3) 委任状を持参しない代理人の入札は、無効とする。

8 落札者の決定

- (1) 落札者は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、最低の価格で入札したものとする。
- (2) 再度の入札の結果、落札者が決定されなかった場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約により契約を締結することがある。

9 契約保証金

落札者は、南三陸町財務規則第105条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納付すること。ただし、同規則第106条第1項の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除できるものであること。

10 その他

不明な点については、当町担当課に照会すること。

・南三陸町企画課情報政策係 担当者 阿部

電 話 0226-46-1371

FAX 0226-46-5348